

平成24年第2回

甘楽町議会定例会会議録

第2号

6月14日（木曜日）

平成24年第2回甘楽町議会定例会会議録第2号

平成24年6月14日（木曜日）

議事日程 第2号

平成24年6月14日（木曜日）午後零時57分開議

- 日程第 1 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度甘楽町一般会計補正予算(第5号))
- 日程第 2 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号))
- 日程第 3 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(甘楽町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(甘楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 議案第31号 平成24年度甘楽町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第32号 甘楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第33号 甘楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第34号 甘楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第35号 甘楽町印鑑条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第36号 甘楽町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第37号 甘楽町国指定名勝楽山園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第38号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 日程第13 議案第39号 富岡地域医療事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第14 議案第40号 富岡甘楽衛生施設組合の規約変更に関する協議について

- 日程第15 委員会審査報告 総務文教常任委員会
- 日程第16 委員会審査報告 社会産業常任委員会
- 日程第17 発議第 3号 義務教育費国庫負担制度の堅持と国の負担割合2分の1復元
を求める意見書(案)
- 日程第18 発議第 4号 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書(案)
- 日程第19 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について
- 日程第20 一般質問 第 1番 山 崎 愛 子(甘楽町の障害児・者に対する支援の
あり方と甘楽町地域活動支援センタ
ーあゆみについて)
- 第 2番 山 崎 愛 子(ブックスタート事業を始めて下さ
い)
- 第 3番 富 岡 朝 男(通学路の交通安全対策について)
- 第 4番 山 田 邦 彦(交通安全対策の充実を)
- 第 5番 山 田 邦 彦(エネルギー自給率100%をめざし
て)
- 第 6番 山 田 邦 彦(自然災害・原発・放射能教育につい
て)
- 第 7番 長 岡 敬 一(造石北部鏑川護岸工事について)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	江原榮和君	2番	佐俣勝彦君
3番	山崎愛子君	4番	富岡朝男君
5番	山崎澄子君	6番	長岡敬一君
7番	柳澤清次君	8番	長谷川儀平君
9番	黛哲夫君	10番	中里芳久君
11番	吉田恭一君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	教育長	柴山豊君
会計管理者（会計課長）	飯塚章君	総務課長	斎藤誠君
企画課長	新井貞行君	健康課長	中野哲也君
住民課長	三木さゆみ君	振興課長	三木純一君
水道課長	山田勇君	教育課長	山田隆史君
農業委員会事務局長	佐藤芳雄君		

事務局職員出席者

事務局長	松本一雄	書記	石井和子
------	------	----	------

○開 議

午後零時 57 分開議

◇議長（吉田恭一君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席に配付しました議事日程に基づき、順次議事を進めます。



○日程第 1 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 23 年度甘楽町一般会計補正予算（第 5 号））

◇議長（吉田恭一君） 日程第 1、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 2 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 23 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号））

◇議長（吉田恭一君） 日程第 2、承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

（甘楽町税条例の一部を改正する条例）

◇議長（吉田恭一君） 日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

（甘楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

◇議長（吉田恭一君） 日程第4、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第5 議案第31号 平成24年度甘楽町一般会計補正予算（第1号）

◇議長（吉田恭一君） 日程第5、議案第31号 平成24年度甘楽町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第6 議案第32号 甘楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第6、議案第32号 甘楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第7 議案第33号 甘楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第7、議案第33号 甘楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第8 議案第34号 甘楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第8、議案第34号 甘楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第9 議案第35号 甘楽町印鑑条例等の一部を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第9、議案第35号 甘楽町印鑑条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第10 議案第36号 甘楽町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
について

◇議長（吉田恭一君） 日程第10、議案第36号 甘楽町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第11 議案第37号 甘楽町国指定名勝楽山園の設置及び管理に関する条例等の
一部を改正する条例について

◇議長（吉田恭一君） 日程第11、議案第37号 甘楽町国指定名勝楽山園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 1 2 議案第 3 8 号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

◇議長（吉田恭一君） 日程第 1 2、議案第 3 8 号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 1 3 議案第 3 9 号 富岡地域医療事務組合の規約変更に関する協議について

◇議長（吉田恭一君） 日程第 1 3、議案第 3 9 号 富岡地域医療事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

関する協議についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第14 議案第40号 富岡甘楽衛生施設組合の規約変更に関する協議について

◇議長（吉田恭一君） 日程第14、議案第40号 富岡甘楽衛生施設組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第15 委員会審査報告 総務文教常任委員会

◇議長（吉田恭一君） 日程第15、委員会審査報告を行います。

総務文教常任委員長、登壇して報告願います。

◇総務文教常任委員長（長谷川儀平君） 委員会報告をいたします。平成24年6月14日。甘楽町議会議長吉田恭一様。甘楽町議会総務文教常任委員会、委員長長谷川儀平。委員会審査報告。本委員会に付託の陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。記。1、開催日時。6月7日午後2時20分。2、場所。甘楽町役場委員会室。3、出席者。委員長、長谷川儀平。副委員長、佐俣勝彦君。委員、山崎愛子君。委員、富岡朝男君。委員、中里芳久君。委員、吉田恭一君。4、欠席者。なし。5、会議事件説明のため出席を求めた者。教育長、柴山 豊君。総務課長、斎藤 誠君。企画課長、新井貞行君。住民課長、三木さゆみ君。会計課長、飯塚 章君。教育課長、山田隆史君。6、審査の状況。陳情第1号 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担割合を2分の1に還元することを求める意見書の採択に関する陳情書。義務教育は公平であるべきで、教育水準に格差があってはならない。義務教育費国庫負担の縮小は、財政の厳しい自治体における義務教育に必要な財源の確保を困難にさせ、自治体の財政力によって地域間格差を生じさせることにつながり、義務教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼすものである。本陳情は、よく理解できるとの意見の一致を見ました。よって、本陳情は採択すべきものと決定しました。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。自席に戻ってください。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

陳情第1号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第16 委員会審査報告 社会産業常任委員会

◇議長（吉田恭一君） 日程第16、委員会審査報告を行います。

社会産業常任委員長、登壇して報告願います。

◇社会産業常任委員長（柳澤清次君） 平成24年6月14日。甘楽町議会議長吉田恭一様。甘楽町議会社会産業常任委員会、委員長柳澤清次。委員会審査報告。本委員会に付託の陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。記。1、開催日時。6月7日午後2時20分。2、場所。甘楽町役場大会議室。3、出席者。委員長、柳澤清次。副委員長、山田邦彦君。委員、江原榮和君。委員、山崎澄子君。委員、長岡敬一君。委員、黛 哲夫君。4、欠席者。なし。5、会議事件説明のため出席を求めた者。振興課長、三木純一君。農業委員会事務局長、佐藤芳雄君。健康課長、中野哲也君。水道課長、山田 勇君。6、審査の状況。陳情第2号 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情。地方整備局は、東日本大震災や全国各地を襲った風水害など、災害の発生直後から市町村と一体となって迅速かつ懸命に復旧活動を行ってきた。しかし、政府は、基礎自治体の意見を十分に踏まえることなく、地方整備局の事務・権限を地方に移譲しようとしている。このことは、国が自ら責任を放棄し、地方自治体へ押しつけることになるとともに、地域間格差を一層拡大させ、決して有益とはならないことから、国の出先機関として存続することが不可欠であるとの意見の一致を見た。よって、本陳情は採択すべきものと決定した。

◇議長（吉田恭一君） 社会産業常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。席に戻ってください。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

陳情第2号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第17 発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持と国の負担割合2分の1復元を求める意見書（案）

◇議長（吉田恭一君） 日程第17 発議第3号、義務教育費国庫負担制度の堅持と国の負担割合2分の1復元を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

長谷川儀平君、登壇して説明願います。

◇8番（長谷川儀平君） 発議第3号。平成24年6月14日。甘楽町議会議長吉田恭一様。提出者。議会議員、長谷川儀平。賛成者。同、佐俣勝彦。同、山崎愛子。同、富岡朝男。同、中里芳久。義務教育費国庫負担制度の堅持と国の負担割合2分の1復元を求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持と国の負担割合2分の1復元を求める意見書（案）。義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上及び地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまで我が国の義務教育の水準向上に大きな役割を果たしてきた。しかしながら、平成18年に義務教育費国庫負担金の負担率が3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、地方自治体において教育予算の確保が困難となっており、義務教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼしてきている。自治体の財政力の違いによって、子供たちが受ける教育水準に格差があってはならない。義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図るためには、一人ひとりの子供たちにきめ細かな教育とよりよい教育環境を保障するための教育予算の一層の拡充が必要である。よって、甘楽町議会は、政府、衆参両院議長に対し、下記の事項を実現されるよう強く要望する。記。1、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を2分の1に復元すること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成24年6月14日。甘楽町議会議長吉田恭一。提出先。衆議院議長。参議院議長。内閣総理大臣。総務大臣。財務大臣。文部科学大臣。内閣府特命担当大臣。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 自席に戻ってください。提案者の説明が終わりましたので、ここ

で質疑・討論を省略してただちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 異議なしと認めます。

発議第3号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第18 発議第4号 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書（案）

◇議長（吉田恭一君） 日程第18 発議第4号、地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

柳澤清次君、登壇して説明願います。

◇7番（柳澤清次君） 発議第4号。平成24年6月14日。甘楽町議会議長吉田恭一様。提出者。議会議員、柳澤清次。賛成者。同、山田邦彦。同、江原榮和。同、山崎澄子。同、長岡敬一。同、黛 哲夫。地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

地方整備局の事務所・出張所の存続を求める意見書（案）。地方整備局は、東日本大震災や全国各地を襲った風水害など、災害の発災直後から市町村と一体となって迅速かつ懸命に復旧活動を行い、防災・減災に対する「国の責任」を果たしてきた。しかし、政府は「地域主権戦略会議」において、「関西、九州両地域の意向を踏まえ、経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所を当面の移譲対象候補とする」などを骨子とした特例法の法案化作業を進めている。基礎自治体の意見を十分踏まえることなく、「地方整備局」の事務・権限を地方に移譲することは、国が自ら責任を放棄し、地方自治体へ押しつけることになるとともに、地方自治体の地域間格差を一層拡大させ、国民の「安全・安心」と公平で公正な行政サービスを脅かすことになり、決して有益とはならない。こうしたことから、国土交通省地方整備局と事務所・出張所で実施してきた事業や役割を引き続き継続して実施し、国民の安全で安心な生活を確保するためには、国の出先機関として存続するこ

とが不可欠である。よって、下記事項について強く要望する。記。1、住民の生命と財産を守るために、必要な公共事業については引き続き国がその責任において実施することとし、国土交通省地方整備局の事務所・出張所を存続させること。2、国の出先機関改革の検討に当たっては、拙速に進めることなく、地域住民の安全・安心に直接責任を有し、地域の実情に精通している基礎自治体の意見を十分踏まえるよう、慎重な対応を行うこと。3、道路・河川などの公物管理に必要な維持管理や防災関連予算を増額し、住民の安全・安心につながる適正な管理を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。平成24年6月14日。甘楽町議会議長吉田恭一。内閣総理大臣。総務大臣。財務大臣。国土交通大臣。内閣府特命担当大臣。国家戦略担当大臣あて。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 自席に戻ってください。提案者の説明が終わりましたので、ここで質疑・討論を省略してただちに採決に入りたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 異議なしと認めます。

発議第4号について、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第19 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長（吉田恭一君） 日程第19、閉会中の所管事務継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました継続審査・調査の申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに決定しました。



○日程第20 一般質問

◇議長（吉田恭一君） 日程第20、一般質問を行います。

質問通告の順番に発言を許します。

最初に第3番、山崎愛子君。

◇3番（山崎愛子君） 2つ質問させていただきます。

まず、その1。甘楽町の障害児・障害者に対する支援のあり方と甘楽町地域活動支援センターあゆみについて、質問いたします。

以前の特殊教育から、2007年4月より正式に特別支援教育となって5年が過ぎます。特別支援教育の目的は、障害のある児童生徒一人ひとりを見つめて、その必要性ですね。そのニーズに対応するために、地域社会の支援体制の中で、生涯にわたる支援を行うことです。また、障害者自立支援法第3章、地域生活支援事業第77条において、市町村が行うものとされている事業について、以下のように規定しています。それは、「障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者または障害者等介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供、及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関等との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業」である。

このような時代に、甘楽町の障害児、障害者に対する支援のあり方について考えていただきたいと思います。

1、町在住の障害児、障害者の方の総数は何人で、その方がどのような形で現在生活をされていますか。

2、現在、町在住の障害児が高校卒業後、どのように日中の活動をするのか。それに対して、町としてどのような支援ができるのか。まず、現状の認識についてお聞きしたいです。

平成4年に開所した甘楽町福祉作業所は、平成19年甘楽町地域活動支援センターあゆ

みに改称し、平成20年県補助事業として改築され、平成21年3月完成し、現在に至っています。現在の利用者は、定員10名のところ、知的障害者の方が一応9人、身体障害者の方はゼロ人と聞いております。

あゆみの目的は、心身に障害を持った方たちで、企業への就職が困難な方々が通所する方法により、作業を通して働く喜びを知り、地域社会の中で障害者が自立できるように援助することであり、そのような支援が行われていると思います。

3、現在、町に知的養護学校高等部に在籍する障害児が何名いるのか。重度の知的障害を持った方々が卒業後、あゆみを利用できるのか、お伺いしたい。

4、この方々が卒業後、安心して地域で日中の活動ができる場を提供することが、町としてできるのか、お伺いしたいです。もし、できなければ、その方策を考えていただきたい。そう考えます。

もう一つの質問は、参考資料をつけましたが、ブックスタート事業をぜひ始めていただきたいということです。

ブックスタート、これは本の読み聞かせのようなんですけど、もうブックスタートという言葉で先程私、なるべく日本語でと申したんですが、もう日本全国、イギリスから始まったものですから、ブックスタートと言っていますので、これはもうブックスタートと。

ブックスタートは、子育て支援事業です。親子の温かい触れ合いの時間をつくり出し、親子がともに楽しみ、心身の健康をはぐくむ活動です。絵本に関心の高い保護者だけではなく、地域に生まれたすべての赤ちゃんを保護者を対象として、3、4カ月健診、6カ月健診時などで行われております。

図書館、保健センター、そのほか読み聞かせ等のボランティアさん、子育て支援センターなど、赤ちゃんの幸せを願う気持ちを共有した活動としてぜひ実施していただきたいです。

現在、甘楽町に平成23年度から平成24年5月まで生まれたお子さんは、何人でしょうか。このお子さんと保護者に、読み聞かせをしながら、本を手渡します。綿のバッグ、そういうのも一緒に、500円以内なんですけれど。財源は、町からの負担となりますが、将来を担う子供たちのために、言語能力とか小学校に入るときの基礎学力と言ったら変なんですけど、相対的な学力ですけど、それを子供たちに町の財産としての子供たちにぜひつけていただきたいので、お願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、山崎愛子議員の「甘楽町の障害児・障害者に対する支援のあり方と甘楽町地域活動支援センターあゆみについて」のご質問についてお答えをいたします。

町では、地域に暮らす皆さんが、障害があっても健常者と同じように生きがいを持って生活が送れるよう、ノーマライゼーションの理念に沿った支援が行えるよう努めているところでございます。

本年3月には、甘楽町障害者計画並びに甘楽町障害者福祉計画の策定・見直しを行いまして、障害のある皆さんが、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すという目標に向かって取り組んでおるところであります。

今後も、障害者の皆さんに大きな影響が生じる場合には、町もできる限りの支援を検討していきたいと考えております。

あゆみの活動等、また支援等について4点のご質問をいただきました。ご質問の各項目の詳細につきましては、この後担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、「ブックスタートの事業を始めて下さい」というご質問をいただきました。

山崎議員の教育、そして子育て支援への関心とご熱意にまず敬意を表します。

乳幼児期から、本が身近にある環境を整え、そして本と親しむ機会があることは大切なことで、親子が一緒になって絵本を読むことが、お互いのきずなを深め、そして子供の情操をはぐくむことは、生涯教育の観点からも、子育て支援の観点からも、意義のあることだと思います。

一方、子供の発達のための情操教育という観点から見ると、絵本だけに限定するのではなく、保護者が決めるものとの考えがあることも事実です。

いずれにいたしましても、甘楽町のすべての赤ちゃんが受診する乳幼児健診時等の機会をとらえ、絵本を介し、子育ての大切さを伝えていくことは重要だというふうに考えております。

ブックスタート事業は、全国的な広がりを見せていると聞いておりますので、今後ブックスタートについて調査研究を行い、よりよい方策を進めていきたいと考えております。

ご質問の内容の詳細につきましては、またこの後、担当課長よりお答えをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 健康課長。

◇健康課長（中野哲也君） それでは、命によりお答えをいたします。

まず、ご質問の1点目、障害のある方の状況等についてでございますが、平成24年3月末現在、身体障害の方が456名、知的障害の方が98名、精神障害の方が40名、合計で594名の方が手帳保持者であります。このうち、18歳未満の障害児の方は29名という状況でございますが、手帳保持者数は増加傾向にあります。

生活状況につきましては、個人の障害種別や程度、生活環境等により、在宅や通所など支援形態が分かれており、個人の希望や特性に合わせて種々のサービスが組み合わされながら利用されているところでございます。就業状況につきましては、特に把握してございません。

次に、2点目の障害児の高校卒業後の日中活動支援に関する町の現状認識についてでございますが、地域生活支援事業は、議員も条文を引用されたように、障害者自立支援法の中で市町村事業であると定められております。心身障害児・者が、住みなれた地域で自立した生活を送るためには、日中の活動の場を確保することが大変重要であると考えております。

特に、重症の心身障害児は、医療的ケアのほか、日常生活を送る上で介護を常に必要としており、このため養護学校などに在籍している間も、送迎や医療的ケアなど、家族の支援を受けることが多いと聞きます。こうした人たちが学校卒業後に通える場所がないと、家族は24時間支え続けなければならない。そういったことから、負担は極めて大きいものとなります。

こうしたことから、養護学校などを卒業した重症の心身障害児または障害者が、住みなれた地域に安心して通える場所を確保することが、何よりも重要になってまいります。

障害のある方の高校卒業後の進路につきましては、おのおのの障害程度等に応じまして、地域活動支援センターやデイサービス等への通所のほか、一般就労や障害者雇用枠での就労となっております。

日中活動についてでございますが、富岡甘楽圏域の現状を申し上げますと、障害のある方に創作・生産活動や地域交流等の機会を提供しております地域活動支援センターは、当町のあゆみを含めた3施設があり、利用者の受入体制は整っていると考えております。

しかし、重症の心身障害児・者の受け入れや、学齢児を対象とした夏休み・放課後支援サービスについては、施設側に必ずしも十分な人員配置がなされていないため、受入枠の不足や、施設の整備自体に十分な進捗が見られないことから、現状では富岡甘楽地域での

日中活動支援体制は十分ではないと認識しております。

なお、地域活動支援センターあゆみの利用状況につきましては、6月現在、身体障害者1名、知的障害者5名、計6名の方が利用しております。

次に、3点目の知的養護学校高等部に在籍する障害児数と重症障害者のあゆみ利用についてでございますが、現在、養護学校高等部には、知的障害を抱える6名の方が通学しております。この方々が、あゆみを利用できるかどうかというご趣旨の質問でございますが、あゆみの利用につきましては、活動内容に創作・生産活動が含まれていることや、個々の障害程度等を考慮いたしますと、5名の方は日中活動が可能かと思われます。1名の方につきましては、5名の方より重症の傾向があるため、作業を伴わない通所施設等の利用を希望されるのではないかと考えられます。

次に、4点目の障害児の方々が地域で日中活動ができる場の提供についてでございますが、障害のある児童生徒が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、あわせて年齢や障害特性に応じた専門的な支援を提供できる仕組みを整えることは、町長が申しあげましたように、「甘楽町障害者計画・甘楽町障害福祉計画」に掲げられた共生社会の実現のために、欠くことのできないものであると考えております。

しかし、日中活動の支援体制につきましては、2点目のご質問でお答えしたように、十分ではないと認識をしております。また、本年4月には、児童福祉法改正に伴いまして、障害児支援を身近な地域で支援を受けられるようにするため、事務が都道府県から市町村へ移行されました。

町といたしましては、こうした動きを見定めながら、富岡甘楽圏域で共同設置している富岡地域自立支援協議会等においても、障害児・障害者を支援するサービスや施設のあり方について、事務レベルでの検討に着手したところでございます。

今後は、在宅で暮らす障害のある方が、自立をした日常生活及び社会生活を営むことができるよう、利用者及び保護者の意思や人格を尊重し、地域並びに家庭との結びつきを重視しながら、希望に沿った受け入れができるように、圏域での支援を踏まえた方法等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

次に、ブックスタート事業につきまして、お答えをいたします。

ブックスタートは、赤ちゃんとその保護者に、子育て支援のメッセージを伝えながら絵本を手渡すことで、親子のふれ合いと読書のきっかけづくりを推進する運動のことで、子

育て支援の側面から意義あるものと考えております。

この運動を推進しております特定非営利活動法人ブックスタートのホームページによりますと、群馬県内では20市町村が運動に参加しているようでございます。

ご質問の出生数でございますが、平成23年度は76名、今年4月は6名、5月は8名の赤ちゃんが誕生しております。

さて、地域の中でブックスタートを展開していくためには、行政や地域住民、ボランティアなどさまざまな分野、並びに機関・人との協力体制が必要であると認識しているところでございます。

議員もご承知のように、町では保健センターと、「ら・ら・かんら」で、乳幼児とその保護者を対象とした読み聞かせ事業を展開しております。

ブックスタートを採用するかの調査研究に当たりましては、議員ご認識のとおり、図書館、保健担当、子育て支援担当など行政側と地域住民やボランティアなどの皆さんが、赤ちゃんの幸せを共有し、それぞれの専門性を生かしながら実施するものでありますから、単に絵本をプレゼントするだけではなく、お互いに連携する体制、協力体制をつくり上げることを念頭に検討していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

◇議長（吉田恭一君） 愛子議員。

◇3番（山崎愛子君） まず、障害児、あゆみの方でございますが、この前あゆみの作業所の方に支援センターの方にお伺いしたんですけれども、知的障害の方で障害が重複していないんですね。ですから、健康ですので、そこで作業をして、例えばホッチキスの箱詰めをしたりとか、焼き物を焼いたりとか、そういうことができるわけなんですけれども、障害が重複して重なっていた場合は、だから例えば車いすまたは歩くことができない、そういうお子さんをあゆみのところに、現在は無理ですね。

でも、そのあゆみをもっと広げて、そして雇用がもっと出るようにということですね。そして、ずっといろいろ多くの方に多くの雇用がそうすると生み出されると思いますけれども、そこをもっとあゆみを広くして、そして日中の支援ができるようにすることが、甘楽町も非常にもう本当に住みよい、甘楽町に住みたいという人が非常に多くて人気があると、この間聞いて、それはとてもうれしいことだと申し上げたんですけれども、そういうところでもう大体健全な人はもう本当に現在甘楽町に住んでいて幸せだと思うんですね。

でも、障害の方を抱えている家族ですよ。ご家庭ですよ。また、子供さんもその家庭を選んで出てきた、生まれてきたわけじゃないわけですし、現在もう何歳になる、二十何歳ですよ。福祉センターの方で週に1回だけおふろに入れていただいている方でも、その方はあゆみはもう絶対無理ですよ。

じゃ、あとはどこかという、1週間に毎日は大変なので、1時間ちょっとかけてはんな・さわらび療育園ですよ。昔、私たちがさわらび学園と言っていたんですけれども、そこに今お願いしているわけですね。まだ、ほかの方もお願いしているわけですが。私どのくらい、障害、重複している障害を持っている方が、車に揺られてこうやっているわけですから、私が運転して行ってどうだろうというので、1時間十何分かかったんですけれども行きます、これではもう本当に大変じゃないかなと。そして、また帰りに1時間以上かかって家に帰ってくるわけですよ。

福祉センターの方では、もうそのお子さんがもしかしたらうちの方でも受け入れてというふう、だから甘楽町の福祉センターの職員の方というのは優しい、本当にすごい方たちなんだと思ったんですけれども、希望されてうちのところにいらっしゃるのかなと思ったら、はんなの方に行かれたんですけど、もしかしたらいらっしゃるかもしれないというので、ちょっと研修に行ってみたんですけどなんておっしゃってました。

でも、老人の方の介護と同じ施設のところで少し部屋を広げたりしながらすれば、例えば動けない、介護者がいなければ動けないお子さんという場合があるわけですよ。だから、そういうことができるんですかと言ったら、校長先生、園長先生はお医者さんなんですよけれども、大体多くの福祉施設、例えば老人介護の場合も、希望しないんだそうです。受け入れたがらないと。だったら、うちのところの甘楽町のところはすごいですねと申し上げたんですけれども、じゃそういうふうにしてもいいんですかと。それは、言えないとかいうのは決まっていないわけですが、だからいろんなことを考えればそういう受け入れというのはできるわけですねとしたわけですが、現在法律でいけない、いいですとか決まっていなわけですから。あゆみでは現在重複した重度の障害ですね。障害が重複した方はちょっと受け入れられない、それは場所を広げたり、そのように施設を整えなければならないわけですよ。だから、いろいろ例えばお医者さんがずっと見てなければ、時間的に交代しながらと、そういう部分もあるわけですが、だから療育というんですか。今の、例えばはんな・さわらび学園はもう療育というので、これはそういう福祉の用語らしいんですが、そういう重度の知的障害の人が現在は本当に置き去りにされて

いる部分があるので、その児童または18歳までは居場所が、17歳までですね。高等養護を卒業するまでは居場所があるけれど、それ以後はないんですから、それ以後のところを町でいろいろ考えて、すぐにも考えてだんだんずつですけれどもね。

すぐにも、すぐと言っても、もうあしたできるというわけじゃないですけれども、施設を整えたりしなくちゃならないわけですから、それを考えていただきたいと考えます。

健全者が、私たちも税金を払っていますけれども、皆さんの税金を使って1人の人の、甘楽町に住んでいる1人の人がある部分の人がしようがないという感じを置き去りじゃなくて、その人にも税金とかそういう福祉の介護を分けてやる。治療とか日常生活の指導、それでデイサービスというか、日中の一時支援と、あゆみで今おっしゃっていましたけれど、夏休み中にどのくらいしていただけるかというのは、夏休みって相当長いわけですから、例えば週に1回なんて言っても7回ですよ。だから、そういうどの程度して下さるのか。

今は、はんな療育園の方から重複している方は迎えが来て、1時間かけて行くと考えれば、甘楽町だって、だから本当に障害の方を、ちょっと長くなりましたけれども、そのところを甘楽町で、市町村がしなくちゃならない、法律的にもそういうふうになっているわけですので、そこをきちんと少しずつしていただきたいと思います。

知的障害、一つ健康な人はできるわけですよ。だけど、健康ではないわけなんですから、その方がもう本当に大変なわけですので、それをお願いできればなど、そういうふうに考えております。

18歳未満の方が29名というふうにお聞きしましたけれども、29名一遍にはちょっと大変かなと思いますけれども、相当の建物をつくったりするためには相当のお金がかかりますけれども、そのための経費をこれをきちんと皆さまにお話しすればわかると思います。だから、ぜひそこら辺をお願いできればなどと思います。

それから、もう一つ1点のそのブックスタートですけど、これは単なる子育て、本を読み聞かせのための本をあげるというんじゃないで、もう最初の人間性というかね。人間づくりの一つなんです。東京都の猪瀬副知事、もう10年東京はやっているわけですが、非常に進めたりしていますけれども、単なる国語の読解力と言語能力を上げるだけじゃなくて、そこなんです。

一番初め、これはイギリスだからブックスタートとなったんですけど、5歳になっても本というものを知らないそういうお子さんがいたとか、非常に衝撃を受けて始めて、

私は国語の先生でしたから、読み聞かせだから、そういうお母さんと子供さんに絵本をこうやって。子供、じゃ、小さい子は何に反応するかといたら、言葉にも反応しませんが、絵なんだそうです。その絵を見て、子供のどこかというところ、普通私たち、前頭葉と言いますが、前頭葉じゃなくて脳幹という一番奥のところに中心の部分に反応するらしいんですね。だから、もうこれは単なる読み聞かせじゃなくて、今そういうのではないんです。

今、20町村と言ったけれど、大体群馬県も45%ぐらいやっているのではないのかなと。去年が76人とすれば、1,000円、本が大体1,000円。それで綿のブックの袋ですね。バッグ。それが400幾らぐらいのをあげると、1,500円かからないぐらいの本を1冊か2冊ですけれど、おかあさんに、読み方を知らないおかあさんがいますから、そこで読んであげて、そういうところは私も協力したいと思います。今年はまだ16名とすれば、1万6,000円ちょっとぐらい。2万円かかるか、かからないぐらいですよ。

だから、そのところを乳児健診のときに渡しながら、これはもうすぐ始められるんじゃないのかなと思うんですけども。だから、ボランティアの方に、読み聞かせのボランティアとか、図書館のとか、図書館が中心になって始めたところもあるんですね。

だから、そういうので現在これを非常に広がりつつあるわけなんですけれど、単なる読み聞かせとかそういうんじゃないけれども人間づくりの一環だということで、ぜひお願いできればなど。子育て支援事業の一つとして早速取り入れていただきたいなど、そういうふうに考える次第でございます。よろしく願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 重ねて細かなご質問をいただきました。先程申し上げましたように、甘楽町の障害者計画並びに甘楽町障害者福祉計画の策定をいただきました。議員の皆さんにはご理解をいただき、策定をいただきました。

これは一番は、障害のある人も障害のない人もとよく言いますが、障害のある人も地域の中で安心して暮らせる社会をつくっていくことが一番の基本だということは、先程申し上げたとおりでありますので、そのことに向かって行政としてもこれから頑張っていくところであります。

特に、あゆみの話も出ましたが、あゆみで働く子供たちの保護者の皆さんの多くは、私がこれから歳をとっていったときに、子供のことが心配だね、町長さん。こういうこと

を必ず言われます。そのときに、私ども行政がどれだけの応援ができるかということをしつかりととらえていかなければならないというふうに強く思っているところであります。

先程、あゆみをもう少し大きくして、もっと広く活動の場をつくるあゆみにというご意見もいただきました。それぞれのおかあさん方、保護者の皆さん方はいろんなそれぞれのご希望もあろうかと思いますので、先程課長の答弁にもありましたように、こうした動きを定めながら、事務方で検討を今進めているところでありますので、多くの皆さんのご意見等を伺いながら、あゆみを大きく広げていくことがいいのか、それとも甘楽富岡でしっかりしたものを見つけていくのがいいのか、その辺のところは十分これから検討していきたいというふうに思っております。

重ねて申し上げますけれども、皆さんが安心して暮らせる地域づくり、これがやっぱり行政の一番大きな柱だというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

それから、ブックスタートの件でありますけれども、現在町では出生の届けに来た方に、町長がいれば町長からお祝いを差し上げております。その中に、多少でありますけれども、町の商品券等も入っております。まずは、その商品券等を利用して、保護者の皆さんが、どこの本屋とは、町内の本屋ですから、町内の本屋さんに行って、そのような本を買い求めていただくことも一計じゃないかなというふうに思っておりますけれども、その辺につきましても、これからの子育て、やっぱり子供たちが甘楽町の将来を担ってくれるわけですから、健やかに子供が育つということは、行政の大きな仕事でもありますから、十分検討していきたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 愛子議員。

◇3番（山崎愛子君） 今、町長さんが、障害を持たれている親御さんが、保護者の方が、自分がなくなったときとかというような心配だということをおっしゃってくださって、それを私もずっと思っていたことで、町長さん自らがそのようにおっしゃってくださって、本当にうれしいことだなと思ったんですが、もうそれに尽きると思いますね。

本当に障害を持っている方の、だから私はあゆみを広くしてというのは、今、暫定的ということなんですけど、今のところは。でも、私は本当はもっと今度新しい学校ができたときに、新しい学校の横、近くに、そうすると健常者が非常に健常の方、子供たちの人をからかったりとか、非常に先生の見えないところでいじめをするようなお子さんも中にはいるわけですが、そういうお子さんがもう全然変わってくるんですね。だから、人間

づくりとしても、私はあゆみのところはあそこで全部というわけにはいかないかなと思いますので、学校の近くとか、先生も変わるし、先生が皆さん、いい先生ばかりですけれども、中にそういう障害の方と一緒に、障害の方が本当に神様みたいな精神というか、また自分で発せない部分もあるわけですからね。言葉もいろいろなそういう。ですから、あゆみのところ、そしてまたは隔離と言ったら変ですけれども、人が余り見えないところに地域に持っていくんじゃなくて、みんなが見えるところで普通に目で普通に話しかけたりというそういうね。口はきけなくても、ちゃんとわかったり、表現ができないけれど、ちゃんとわかっているし、というそういう感情の面は、私たちと同じというか。

ですから、ぜひ障害の方々、親御さんが今自分は一生懸命しているし、また預けようのところが無い場合とか、そういう非常に大変なところがあるわけですので、本当にそういうふうにしてくださる町長さんて、本当に私はありがたいし、うれしいなと思っているんですけども、今後ぜひ障害者の方、それからこれからの障害を持って生まれた子供たちも安心して甘楽町でね。よそじゃなくて、甘楽町で私は受け入れられるようにしてもらいたいなと思います。

それから、そのブックスタートはぜひ、今、町長さんが、甘楽町は本当に手厚くて私の姪っ子も行きましたら、出生届ですか。それを持っていったら、赤ちゃん、子供と一緒に写真、子供の写真を撮ってくれて額に入れてくれて、甘楽町はすごいねとこういうふうにして見せてくれましたね。

いろいろあって、甘楽町はいいから、こっちへ持ってきてくださいよ、私の甘楽町にと言ったら、もう少し悪いけど、こちらの町の方が手厚いわよなんて言ったけれど、こんなに生まれたときの写真を撮ってくれるところはありませんよと、そういうふうに私がまたそこで答えたんですけども、このブックスタートというのは、町長さんはプレゼントを1,000円とか2,000円、その商品券の中で、ということですが勝手に好きなところで買い求めるのじゃなくて。

なぜかという、今非常に読者離れがして、子供のおかあさん方というのは、楽だからテレビに子守りをさせて、テレビをつけておいて、そしてこちらで仕事をしちゃうというんですね。ところが、そのテレビの音は、コマーシャル、NHKは違いますけれど、コマーシャルのときぶあーんと大きくなるんですよ。じゃ子供はどうなるかという耳の鼓膜が、せせらぎ、風のそよぎとか、そういう本当に微妙な音を、いつもテレビ漬けにしておくと、感じないんだそうですね。

日本人は、音のコオロギの音もちゃんと聞こえるんですが、外国の方は何かあれが機械的な断続音にじゃっじゃっと聞こえるらしくて、それはもう非常にそこが地域性らしいんですけれど、ですからぜひ読み聞かせをして、そしてこの本をお渡しすると。これなんですよね。ブックスタート。

だから、ぜひ好きな本を買ってきてください。そういうのとは違いますので、その趣旨をよく読んで、まだ今非常に参考資料が少なかったですから、もっとたくさん差し上げたいと思いますが、ぜひよろしく願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） それじゃ1問目は、町長が検討していくという返事をもうしたから。

◇3番（山崎愛子君） はい、それはいいです。

◇議長（吉田恭一君） 答えはいいね。

◇3番（山崎愛子君） はい。

◇議長（吉田恭一君） で、2問目は。

◇3番（山崎愛子君） 2問目も、そのようにしていただければ。

◇議長（吉田恭一君） そういう要望でいいですか。

◇3番（山崎愛子君） はい、そのようにしていただければ、いいです。

◇議長（吉田恭一君） だから、どうしますか。答えは。

◇3番（山崎愛子君） だから、これから、もう明日というわけにはいきませんが、私が非常にしつこいように思われるかもしれませんが、これはもう絶対にもう全国的にも証明されていますので、子供のためにお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

◇町長（茂原荘一君） わかりました。

◇議長（吉田恭一君） 要望ということでね。ご要望ということで、この本は、ご検討していただけるようお願いいたします。山崎愛子君の質問が終了いたしました。

次に、第4番、富岡朝男君。

◇4番（富岡朝男君） 私は、通学路の交通安全対策についての質問をさせていただきたいと思います。

全国各地で子供たちの通学途中での痛ましい交通事故が発生しています。この交通事故のほとんどは、運転者の重大な過失によるものでありましたが、亡くなられた子供たちの将来の夢や希望を一瞬のうちに奪ってしまい、残された家族に深い悲しみを与えました。

このような交通事故を起こさないためにも、運転者マナーの徹底と通学路の交通安全対策は不可欠と思います。

このような痛ましい交通事故は、本町では絶対に起きてはならないし、起こさないよう対策も必要と考えます。そこで、本町における通学路の交通安全対策について伺います。

1点目として、通学路での交通事故を防止するための安全点検はされたのか。また、その結果、安全確保のための措置を必要とする箇所があったのか。

2点目として、学校の周辺をスクールゾーンにして、子供たちを交通事故から守るためには、地域の協力が必要となりますが、そのための検討をしてはどうか。

3点目としまして、特に危険と思われる通学路は、整備を進めていると思うが、狭隘の橋梁は車の通行時には非常に危険なため、計画的に歩道橋の整備が必要と思われるが、どう考えるか。

子供たちが安心して暮らせる甘楽町の実現のためには、通学路の交通安全対策が重要な事項であると思ひまして質問いたしました。答弁をお願いします。

◇議長（吉田恭一君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 富岡議員の「通学路の安全対策」についての質問にお答えいたします。

議員からもありましたように、このたび相次ぐ事故は、横断歩道やバス停など、未然防止が難しい場所での事故であり、ドライバーのマナー欠如に憤りを覚えるものであります。通学路の安全を含め、学校の安全を確保することは、安心して児童が学習する上で当然のことであり、集団登校中のこのたびの事故は、まことに残念でなりません。

今、どこの町村でも、多くが議会を議会中でありまして、一般質問の中で多くの市町村がこの交通事故の解釈というふうなことで見直しを尋ねている市町村が多いわけでありまして。本教育委員会においても、これまで警察関係や学校、PTAの皆さんと連携し、通学の安全点検と交通安全指導に努めてきたところでありますが、通学路の再点検と交通安全指導の徹底について周知するとともに、教育委員会としても通学路の点検を実施してきたところであります。

この質問の安全点検等の結果等につきましては、担当課長からお答えさせますので、ご理解を賜りたく、よろしく願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 教育課長。

◇教育課長（山田隆史君） それでは、命によりお答えをさせていただきます。

最初の通学路の安全点検についてのご質問でございますが、今回の点検調査は小学校が通学路として指定している路線を対象といたしまして、通学路の指定がない中学校につきましては、学校関係者等の意見を踏まえまして改めて調査することとしておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

なお、路線数は、一つの路線を幾つかに分割いたしまして、点ではなくて線で見えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、調査対象路線数でございますが、全小学校区で49路線。

この中で、道路幅員が狭い、変則交差点である、見通しが悪いなどの理由により、「注意が必要」とした箇所が34カ所ございました。横断歩道や一時停止線などの交通安全施設が必要とした箇所は4カ所。

その他、部分的に側溝にふたが必要、路面の交通表示が薄いとされた箇所が9カ所ございました。

今回の調査結果は以上でございますが、今後、教職員やPTAの皆さんのご意見も踏まえ、再調査をいたしまして、警察や道路管理者へ要望していきたいと考えております。

2つ目のご質問でありますスクールゾーンの検討や、3つ目のご質問でございます狭隘の橋梁への計画的な歩道の整備等についても、学校やPTAの皆さんのご意見を拝聴した上で、関係課への協議はもとより、文部科学省交通安全業務計画に基づき、警察や道路管理者等の関係機関に対して働きかけていきたいと考えております。

現在の通学路は、通学距離や交通量、交通安全施設の整備状況等について十分検討され、かつ不審者対策、犯罪に巻き込まれる危険性などにも配慮した上で決定され、定着してきたというふうに思ひます。

しかし、宅地開発や道路の新設・改良等により、通学路を取り巻く環境は、常に変化しておりますので、今後も定期的に通学路の点検を行い、児童生徒の安全確保に努めていきたいと考えておりますので、経験豊かな議員のご指導とご理解を賜りたくお願ひを申し上げ、答弁といたします。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 富岡議員。

◇4番（富岡朝男君） ありがとうございます。では、2回目の質問をさせていただきますと思ひます。

今年度から実施しております第5次総合計画「KANRAプラン輝き」の中では、交通

安全環境の整備ということで、道路整備に合わせて老朽橋の改良整備を図ります。また、交通安全のまちという中で、道路に対する交通安全施設の拡充を図るといようなことで、計画を立てております。

今、教育委員会からのお答えは、それでいいと思いますが、今度町側としてどうするかということが出てくると思います。1問目の安全点検の結果のことが出ました。また、教育委員会から町側の方へお話がないようですが、狭くて危険だとか、そういう箇所が何かあります。また、直せる箇所と直せない箇所があります。また、交通規制については、警察でなければできませんので、これは警察に協議しなければいけないと思います。できる箇所については、早急に教育委員会の方からもらったものを生かして、町の側で予算を組んでいただいて、直せる箇所については直していただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

それから、スクールゾーンについては、これは法律で定められているものですが、設置要綱なんかを見ますと、手順としては市町村長が関係機関と協議して設定するというところで、特に交通安全対策協議会の役割というのが非常に大きくなるかと思えます。スクールゾーンをつくるについては、規制がかかると地域の方がいろいろ大変な面も出てきますので、その辺は地域の方の意見を十分聞きながら、交通安全対策協議会が調整を図りながら、その辺については慎重に対応していかなきゃならないものだと思いますが、子供の安全を守るためには、学校の近くについては多少規制をしてもしょうがないかなというように私は考えております。その辺について、ご答弁をいただきたいと思えます。

また、3点目の狭い橋ですね。狭い橋、私がちょっと調べて、全部じゃないので大変申しわけないですが、県道についてはほとんど橋が狭いところについては、歩道橋というか、自転車だとか、子供が歩ける橋がついてきました。今つけているところもあると思います。特に、町についてはその辺が非常にお金もかかるということで、今大変なことで、おくれたわけですけども、こういう事故が発生して、そういう事故を防止するためには、そういう狭い橋の部分についても歩道橋なり自転車の専用の橋というんですかね。歩道橋と私ちょっとつけましたが、そういうのが必要ではないかと思えます。

特に、中学生が通るんですが、鎌倉街道。鎌倉街道については、こちら、西側からいきますと、大日橋、19区にあります大日橋から始まって、白倉橋、それから尾野瀬橋、それから天引の大日橋。通ってみて、車どうしですれ違うのがやっとすれ違えるということで、ここにまだ歩道橋がついていれば、子供が安全に通れるなという思いをしました。

それと、特に狭くて危険だなというのが、私の近くのところで、2区と7区にかかっております裏門橋、これは車1台とすれ違えませんが、自転車が行っても、ちょっと大きな車が通ると、非常に危険です。

こういうところを順次調べていただいて、すべてすぐやるというのは相当な費用がかかりますから、危険度に応じた対応というのをひとつ考えていただきたいというふうに思っております。

橋梁点検を今実施していますから、その橋梁点検でかけかえるような橋については、特にその必要はないと思いますけれども、こういう狭い橋について何らかの対策をとっていただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 富岡議員から重ねてのご質問をいただきました。特に、道路管理に当たっていただいた課長でありますから、十分細やかなところまでご承知の上でのご質問でありますけれども、まず教育委員会が点検をしてくれました。そのことについて、ほっとくわけにはいきませんから、それを十分精査をして、まずは予算もありますから、危険度の高いところから入っていくことが必要だろうというふうに思っております。

富岡議員もおっしゃられましたけれども、すべて一遍にというわけにはなかなかいきません。一番私どもが心配を、ぱっと思っただけの心配をしているのは、先程話が出ました大日橋のようなところですか。あの辺のところは、非常にカーブでもありますし、橋も狭いですし、植木もあつたりします。そういうところも、前から話は出ていたんだと思いますけれども、なかなか地権者の協力も必要になってきますので、その地権者の協力等を得ながら、それらについては進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、スクールゾーンでありますけれども、これは確かに議員おっしゃられますように、何時から何時までという話になってきますと、そこに住む人は多少の不便さが出てきますから、そういうところの理解を得ながら、そしてなおかつ子供が安心して学校に通えるような仕組みをつくってやる、そのことはやっぱり行政として一番重要なことだというふうに思っております。

通学路の確保もそうでありますけれども、すべてにわたって子供たちが安心して学校へ行けるという仕組みをつくる。そのことについては、これからも鋭意努力をしていきたいというふうに思っておりますので、まずはその危険度を慎重に判断しながら、これから積

極的に進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議長（吉田恭一君） 富岡議員。

◇4番（富岡朝男君） おおむね了解しました。ぜひ、教育委員会の意見等も踏まえながら、危険箇所を順次整備していただきたいというふうに考えます。

以上で、質問を終わります。

◇議長（吉田恭一君） 富岡議員の質問が終了しました。

では、ここで10分間暫時休憩とします。

午後2時18分休憩

午後2時27分再開

◇議長（吉田恭一君） それでは、休憩前に引き続き、会議を始めます。

第12番、山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、「交通安全対策の充実を」、「エネルギー自給率100%をめざして」、そして「自然災害・原発・放射能教育について」の3点を質問させていただきます。

まず、「交通安全対策の充実を」で、質問させていただきますが、最近ショッキングな悲しい、そして怒りを覚える交通事故のニュースがたくさんありました。登校中の児童の列へ自動車が突っ込んだり、商店街で自動車が暴走する事故、また高速道路での観光バスの事故など、疲労や居眠り、そして病気といったことが原因で、どれも道路交通法で自動車等の運転が禁止されていることばかりです。

防止するためには、何といたっても運転者の法令順守が必要ですが、もしものときには防護策も行わなくてはならないと思えます。

甘楽町の子供たちの上に不幸が訪れる前に、幾つか提案をさせていただきたいと思えます。

まず、児童に対して、歩行中もヘルメットの着用をさせてはいかがでしょうか。町の財源を使い、6年生までの全員に配付して活用してもらうこと、大変大事だと思います。今現在は、入学時に町のライオンズクラブの皆さんから黄色い帽子をプレゼントしていただいておりますので、ライオンズさんともよく相談することも大事だと思います。

また、高齢者による操作違いでの事故も数多く報道されています。若いときの感覚が今でも変わらずにあると思いい違いからのものも多いのでないでしょうか。

そこで、例えば75歳、あるいは80歳なり85歳を過ぎたらなるべく早く免許証の返還をしていただけるようなシステムをつくることはいかがでしょうか。そのためには、免許証の返還を行った高齢者が不自由のないように、いわゆる福祉タクシーの対象者を広げることも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

道路交通法では、免許の取り消しや停止について、幾つかの例を出しながら示しています。特に、認知症であることが判明したとき、あるいはアルコール、大麻、アヘンなど覚せい剤の中毒者であることが判明したときに、運転を禁止しています。しかし、これらについては医療機関での検査をしてから明らかになることが多いわけですから、医療機関と警察、連携しながら行うように、町として提案をしていったらいかがでしょうか。

次に、「エネルギーの自給率100%をめざして」について伺います。

去年の3月までは54基あった原子力発電所は、四十数年ぶりに稼働がゼロとなりました。電力会社は、この夏の電力が心配と言いき、大飯原発の稼働を急いでいますが、私はこの際、原発ゼロを目指すべきと考えています。

その裏づけをつくらなければなりません、全国にはそのカタカナ語ですが、いわゆるポテンシャルは日本の全部の原発の20倍とも40倍とも言われています。自然エネルギー自給率100%を達成している自治体が76市町村あるそうです。甘楽町でも、その方向を目指してはいかがでしょうか。

そのためには、情報を集めること。

視察や研修を行うこと。

そして、具体的な、できれば住民参加で計画をつくることなどが必要だと思います。

そのほか、町としての考えなどありましたら、お聞かせ願います。

最後に、「自然災害・原発・放射能教育について」伺います。

世界中を震撼させた大地震と大津波、原発事故が起きました。それまでの日本とは全く違った国づくり、まちづくりが始まっています。自然災害や原発、そして放射能教育についてのいわゆる機会が来ていることだと思います。そこで、この1年間の取り組みなどを伺います。

まず、学校教育や社会教育などの場で、どのような学習がどのくらい行われましたでしょうか。

次に、学習するときに必要な情報が、各図書館、学校や幼稚園などにどのくらいあるでしょうか。震災や津波、原子力やいろいろな情報の入った書籍や写真集、DVDなどが十分になれば学習するのも十分にはできません。場合によっては、現在の図書購入費のほかに特別枠をつくり、予算をとって関連書籍やDVDを購入できるようにするべきと考えますが、いかがでしょうか。

そして、視察や研修などの実施がどのくらい進んでいるでしょうか。

町内でも、多少の放射線が測定をされていますが、子供たちの体を気遣う声も聞こえてまいります。できることであれば、ホールボディカウンターによる検診が一番いいのですが、現状では無理ですので、とりあえずでも学校での検診に甲状腺がんの検診を入れることはいかがでしょうか。

そのほか、これからの予定などありましたら、お聞かせ願いたいと思います。町の現状と考えを伺います。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、山田邦彦議員の最初の「交通安全対策の充実を」について、まずお答えをいたします。

交通安全対策につきましては、ご存じのとおり春と秋に全国の交通安全運動、そして夏と冬には県民交通安全運動を実施しております。町においても、これらの運動に取り組んでおるところであります。常日ごろから、交通安全と事故防止には、関係機関のご協力をいただき、これらの運動を通して積極的にまず取り組んでおるところであります。

町独自の取り組みといたしましては、それらの運動に合わせてシートベルトの着用の指導、そして小中学生の自転車マナーの指導、また街頭啓発活動等を行っております。街頭啓発指導におきましては、交通マナーをアップルする、マナーをアップする、これらの言葉に合わせてのリングを配布したり、交通事故による死亡をなくそうということで、脂肪ゼロの町の特産でありますコンニャクを配布したり、事故のないように、事故なしということでナシの配布等、マンネリ化しがちな交通安全運動に努めているところでもあります。これらが改めて交通安全運動の機会になるように、いろいろな工夫をしているところでもあります。

交通安全対策について、ご質問そしてご提案を4点ほどいただきましたので、それらのご質問の取り組み状況につきましては、担当課長にこの後お答えをさせますので、よろし

くお願いを申し上げます。

そして、2点目の「エネルギー自給率100%をめざして」、このご質問でございますが、これにつきましては、昨年の9月の議会定例会で山田議員の一般質問に、今後の原子力発電については、「減発」、いわゆる原子力発電を減じていくことの減発が必要だというふうにお答えをいたしました。原発にかわる新エネルギーの開発確保を国においてしっかりと積極的に行うことが重要だと考えております。

また、これらの情報を収集することは、議員がご質問にありましたように、情報収集をすることはとても重要なことだと考えておりますので、今後も積極的にこれらの情報収集には努めていきます。

エネルギーの自給率等については、担当課長よりお答えをさせていただきます。

3点目のご質問は、教育長のご質問でございますので、教育長からお答えをさせていただきます。

◇議長（吉田恭一君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 山田邦彦議員の「自然災害・原発・放射能教育について」のご質問にお答えいたします。

議員から、昨年の12月定例会に引き続いて、原発事故に伴う放射能関連の学習や研修についてのご質問をいただきました。

まず、学校関係でございますけれども、平成20年、21年に改定された学習指導要領では、放射線教育が30年ぶりに復活し、社会科や理科等を通じて学ぶこととしており、各学校では授業時数が増加する中ではありますけれども、自然災害とあわせて原子力、放射能等について学習してきたところでございます。

また、4月1日、各学校の生徒に配布したわけでありまして、放射線についての副読本というのは、各児童生徒に全員に配られました。これについては、理科や社会や総合学習の時間に活用するというふうなことでございまして、そのような形で今年度は取り組んでいるところでございます。

また、ご質問の1年間の取り組みについてや視察研修等の考え方につきましては、12月定例会で既にお答えしているところでございますが、図書購入や甲状腺がん検査の導入とあわせて担当課長からお答えさせていただきますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 総務課長。

◇総務課長（斎藤 誠君） それでは、「交通安全対策の充実を」につきまして、町長の

命によりお答えいたします。

初めに、1点目の児童に対して歩行中もヘルメットを着用し、町の財源で6年生まで全員にヘルメットを配布してはどうかの質問でございますが、町内の小中学校では毎年交通安全教室を開催し、安全な自転車の乗り方やマナーについて指導しております。

また、自転車通学時のヘルメットの着用や、歩行中の反射ベストの着用につきましても、定期的に指導し、交通事故に会わないよう取り組んでいるところでございます。

児童生徒に対しまして、全員にヘルメットを配布することにつきましては、考えておりませんので、自転車乗用のときの現在利用しているヘルメットを使用していただきたいと思っております。

次に、2点目の75歳を過ぎたら免許証の返還をしていただくシステムをつくることの質問でございますが、今年の交通安全運動の重点目標の中に、高齢者の交通事故防止が運動の基本として組み込まれております。福祉センター等を利用して、お年寄りを対象に高齢者交通安全教室を実施しておりますので、その際お年寄りの交通安全対策の中で啓発推進を図っていきたいと考えております。

75歳以上の方は、運転免許証を更新する際に、適正検査（認知症検査）及び講習等を受けて、問題なければ免許証が交付され、運転ができますので、本人の判断で自主返納することになっております。

また、高齢者の方々の中でも個々個人の能力の差や、それぞれの環境の違いや条件が異なるため、年齢等で一律には区切れない部分があると思えます。

続きまして、3点目の免許証の返還を行った高齢者が不自由のないように、福祉タクシーの対象を広げることの質問でございますが、福祉タクシーは現在1、2級の障害者の方々には該当となっておりますが、今後デマンドバスの試験的運行が実施されますので、デマンドバス等を含めた中で、総合的に検討し、対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、4点目の道路交通法第103条の精神病及び身体障害者等の方から、免許の取り消し・停止についての質問でございますが、医療機関や警察と連携しながら行うよう町として提案をしてはどうでしょうかということでございますが、このことにつきましては法律に基づいて実施されておりますので、町として提案するのは、個人情報保護等にも関係すると考えられるため、大変難しい部分がございますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 企画課長。

◇企画課長（新井貞行君） 命によりまして、「エネルギー自給率100%をめざして」の質問にお答えいたします。

町においては、第5次総合計画「KANRAプラン輝き」で、自然エネルギーの活用の推進やその導入支援、調査研究についてうたっています。また、各家庭、企業等で節電を行うこともエネルギーの確保につながるものとして、これらを積極的に推進していきたいと考えております。

議員ご質問のエネルギー自給率については、千葉大学倉阪研究室とNPO法人環境エネルギー政策研究所が、地域の自然エネルギーによって、地域のエネルギー需要をどこまで満たせるかという試算をした指標を都道府県別、市町村別に公表しています。本来は、すべてのエネルギー需要を自然エネルギーでどこまで満たせるかという指標であるべきというふうに思いますが、当面は工場用や自動車用のエネルギーを除く、家庭用、業務用の民生部門のエネルギー需要を、太陽光発電1万キロワット以下の小水力発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電、太陽熱・地熱利用等の自然エネルギーでどこまで満たせるかという指標となっています。

2011年版報告書によりますと、この自然エネルギー自給率のトップは、地熱発電や温泉熱利用が多い大分県であり、群馬県は自給率8.47%で、全国12位となっています。群馬県内で見ますと、自給率のトップは片品村で、小水力発電が大部分を占めています。甘楽町は、自給率3.31%で15位です。

議員のおっしゃる自給率100%については、容易なことではないと思いますが、提案の情報収集は重要と認識しておりますし、今後自然エネルギーの活用は不可欠の課題であることに間違いはありません。議員をはじめ、住民の皆さんの参加をいただきながら、第5次総合計画に沿って、できることから進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

◇議長（吉田恭一君） 教育課長。

◇教育課長（山田隆史君） それでは、命によりまして、「自然災害・原発・放射能教育について」のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、学校教育、社会教育の場で、どのような学習がどのくらい行われたかというご

質問でございますけれども、これについては12月定例会でもお答えしたとおり、中学校、社会教育、あるいは町民組織において原子力の原理や放射能、あるいは風評被害等について講演会を開催してきたところでございます。

次に、学習教材の整備状況についてのご質問でございますが、施設ごとの数量までは確認しておりませんが、書籍やDVD、あるいは資料等が設置されていることについて報告を受けてございます。

また、今年4月には、先程教育長からありましたように、文部科学省から、放射線等に関する副読本が各学校に配布されたところでございます。なお、必要な教材や図書購入費が不足する場合には、改めて予算措置について議会にお諮りいたしますので、ご理解をいただきたく、お願いをいたします。

3番目の視察研修については、12月定例議会でお答えをしたとおりでございますが、生涯学習は自分の意志に基づくことを基本としておりますので、個人または団体が主体的に取り組み、民間で企画されているバスツアーなどを利用して自己研鑽と東北支援に努めていただければというふうに思います。

4番目の学校での検診に、甲状腺がん検査を入れることについてのご質問でございますが、現在までの空間放射線量測定結果や、町の水道水、あるいは県の農畜産物・水産物の放射性物質検査結果などから、今のところ学校に甲状腺がん検査を導入することは考えておりません。

ただし、今後、国・県からこの地域における具体的な医学的見解、根拠が示されれば、迅速に対応していきたいと考えております。

最後に、これからの予定などありましたらというご質問でございますが、教育委員会としましては、幼稚園や学校、教育施設での空間放射線量測定をはじめ、給食食材やプール水の放射性物質検査を継続して実施していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げ、答弁といたします。

以上でございます。

◇議長（吉田恭一君） 山田議員。

◇12番（山田邦彦君） それでは、交通安全対策の充実について、2回目の質問をさせていただきます。

まず、①のことなんですけれども、何年ぐらい前でしょうかね。多分20年ぐらい前までは、学童といいますが、児童生徒で自転車に乗るときもヘルメット着用して余り見てな

かったんですよ。ぜひ、今現在では、町中とといいますか、国中で当たり前のように着用在がされて、抵抗なくできていると思うんです。ぜひ、今度は歩行者にもという提案なので、理解していただきたいんですが。

実は、交通事故総合分析センター、交通事故統計年報というのがありますが、この2009年版で見ますと、今まで自動車の乗車中で死亡される方がずっとトップだったんですね。1973年ぐらいから、自動車で亡くなる方が2008年までトップでした。それが、2009年から歩行者、歩行中がトップになりました。ただ、この歩行中の中でも、先程課長から紹介がありましたが、高齢者がたくさん亡くなっているんですね。ですから、イコール児童にヘルメットをとというのは、ある人から言わせると、まだ時期尚早じゃないかという話があります。ただ、確かにあるんですが、何度もこの会議の中でも、子供は町の宝、国の宝という話が出ています。歩行中で事故に遭われて亡くなった方が、例えば頭を損傷して亡くなったか、ほかの部署で亡くなったかというのは、なかなかいろいろな資料を調べてみましたが、出てないんですね。

ですから、全部ヘルメット着用すればいいというふうには私も思いません。先程の富岡議員のように、ハードの部分でも考えなくてはいけません。ただ、やはりいろいろな考え方として、可能性を考えるべきで、やはり個々の児童に考えて、見てはやはりヘルメットというのはいろいろな学校で普及も始まっていますので、ぜひそのあたりを安全教室だけでなく行っていただきたいと思います。

いろいろなタイプのヘルメットがありますが、安いやつですと1,000円いかないもの、高くても2,3,000円で手に入ります。子供たちの人数を掛け算すればすぐ出るんですが、1人でも2人でもそれによって命が救われるということが出てくれば、いわゆる安い買い物ではないかと思います。ぜひ、実施の方向で検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2番目、3番目、②、③、④は関連していますので、一遍にまた質問させていただきませんが、課長が答弁いただいたことというのは、当然のことなんですね。そういうやり方で、今までやって、今日までやってこれているわけです。ただ、やはり私も実は身内に要介護1という人間が生まれて、もうそれは103条の1の2、認知症であることが判明したときに当てはまるんですが、やはり今まで何十年も自動車を使っている中で、免許証を返還するとか、あるいは必要なときにはタクシーを使えよという話をしても、やはり頭の中が切りかわらないんですね。ある程度の強制力をもって行うことが、身近な人間を見な

がらこのごろうんと感じるどころです。

先程、一番最初に過労ですとか、居眠りですとか、病気とか、道交法で禁止されているのという紹介しましたが、実際に力づくで取り上げるわけにはいかなくて、ただ50メートルであっても、100メートルであっても、いまだに運転をしているわけです。そういう中で、若いときの調子で運転をして本当に不幸が例えば起きてしまう。その中で、ニュースで実はあの人は要介護1だったんだよというようなことが、後から来たのではなかなか残念でなりません。

先日、警察でもそのような相談をしましたら、やはり警察の方からはなかなかそういう医療機関と連携を組みながらやるのは難しいという話を伺いました。私が提案しているのは、町がそれぞれの人に鈴をつけに行くのではなくて、医療機関と警察と連携を、町としてそれで不幸が起きる前に防止ができないかなということ提案をさせていただいているんです。ですから、町が、要するにさっきの話ですけれど、いろいろな機関でゴーサインを送った人に対して、免許証を返しなよということは当然言えないわけで、そういうふうなシステムを医療機関と警察と連絡をとり合い、やっていただければうれしいなど。それが甘楽富岡だけでは難しい、あるいは群馬県だけでは難しいということになれば、やはり国も含めてそういう話し合いをするべき話ではないかなと思います。

国会の中でも、少しそういう話が先日の予算委員会なんかでも出ているように伺っているんですが、ぜひそういう話を県なり国なりにも伝えていただければうれしいなと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 子供の安全を守ってのご質問をいただきました。議員がおっしゃられますように、ヘルメットはすべてではないと議員もおっしゃられましたし、今の時期まだ時期尚早だということもおっしゃられました。これらにつきましては、歩行中といいますから、家へ帰って遊びに行くときも、家の周りで遊ぶとき歩くときは全部ヘルメットをかぶれというわけにはなかなか難しさがあると思いますね。学校へ登下校するときということもあるのかと思いますけれども、一番はそこなんだと思いますけれども、今の段階で町がヘルメットを小学生、中学生全員に配ってというのは、まだちょっと難しさがあるかなというふうに思っているところであります。

親御さんのご意見等も聴きようしながら、これからどのような交通事情が悪化していくか、また交通事情の悪化を歩道等をつくることによって食いとめられるか、そういうもの

も検討しながら進めていくことが必要だろうというふうに思っております。

それと、75歳以上、もしくは痴呆が進んだ方等のお話も今再質問でいただきました。確かに、私が見てもあの人はちょっと車の運転をするのは心配だなということはありませんけれども、その話を家庭にしますと、いや免許を取り上げるわけにはいかないし、取り上げりゃ怒ってどうしようもないんだい、どこにも行けなくなっちゃう。家でも困っているんだけれども、困っているんだという話をお聞きすることは事実であります。そうかといって、今の余り交通機関、電車やバスがそんなに発達している甘楽町じゃありませんから、なかなか確かに自動車がなくなると買い物にも行けなくなる。農協にも行けなくなる。そういう心配があるんだと思いますけれども、やっぱり各家庭でのいろんな事情もあるでしょうし、一概に年齢では言えない部分もあるでしょうし、痴呆の進み方にも、痴呆と言うのはよくないかもしれませんが、障害の進み方にも多少いろいろなものがあると思いますので、それらを広報等でしっかりお知らせをして、交通安全運動を積極的に取り組み、街頭指導等も行いながらやっていくことが必要だろうというふうに改めて思いましたので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 山田議員。

◇12番（山田邦彦君） 1問目は了解いたしました。

それでは、エネルギーの自給率100%をめざしてについて、2回目の質問をさせていただきます。先程も全体的に重要だし、いろいろな意味で積極的に情報収集などもしていただけということで、安心しました。

ただ、推進をするということだけでは、なかなか推進ができないのが今までの例ではあるんですね。特に、大飯原発はどういうふうになるかこれからわかりませんが、去年東京電力管内では、去年の節電というのが功を奏しまして、ご存じのとおりそれほど大混乱はなかったわけですね。そうなれば、やはり減発、減る原発もそうですし、いわゆるゼロについても現実味が帯びているんだと思うんです。

そういう中で、先程課長からも紹介されましたが、群馬県全体でもまだまだ広げなくてはならない部分があります。特に、この資料を見れば先程紹介があったとおり、3.31%が甘楽町の数字となっています。甘楽町だけで努力できる場所もあると思うんですが、やはり国とか県の動向が左右する部分があると思うんですね。

ぜひ、そういう中で先程も第5次のプランの中で推進をうたっているということでありましたので、いわゆる年次計画というんでしょうかね。例えば、5年間でどのくらい、1

0年間でどのくらい、100%にならなくてもそういう形で考えていかないと、やはり目標に対してどういうことが必要かということが出てくるわけで、そういうふうな年次計画をやはりつくっていく必要があると思うんです。ぜひ、そういう具体的なところを進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 再度質問をいただきました。私も、情報収集する、それらに取り組むことは重要だというお答えを先程させていただきましたけれども、1つは甘楽町の町の特性の中で、果たしてどのような自然エネルギーを生かしていけるかということをもまず情報収集をし、研究をし、やっていくことが必要だというふうに思っております。

豊かな水量だというようなことを言われますけれども、いざ水量になりますと、水利権の問題がどうか、この間新聞等でも風力発電の話が出ていましたけれども、なかなか空っ風だといいながら群馬は風力発電には余り適していないと。非常にお金をかけるだけで、大変だと。いろんな話があるわけでありますから、果たして山の今度は間伐を利用したバイオマスでいく、何でいく、家畜の堆肥を利用する、いろんな方法があると思えますけれども、まず甘楽町の特性の中でどのような自然エネルギーをどのような形で生かしていけるか。そういう情報収集に取り組み、研究をまず行い、そしてそれらを積み重ねることによって、年次計画の中で、例えば今のパーセント、例えば1%でも2%でも10%でも上げられるような計画を一緒につくっていくことが必要だろうというふうに思っているところであります。

ぜひ、議員も多くの知己の人たちがいっぱいいるようでありますから、多くのご指導やご意見等をいただいて、それらに努めていきたいというふうに思っておりますので、ご指導いただければありがたく思っております。どうぞよろしく願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 山田議員。

◇12番（山田邦彦君） ご指導なんてでかいことを言いませんが、いろんな場面で意見を伝えさせていただきたいと思えます。2問目は了解いたしました。

それでは、最後の自然災害と原発あるいは放射線の教育について、2度目の質問をさせていただきます。

まず、①のところなんです、どのような学習をどのくらいという話、できれば何時間ぐらいどういう形で行いましたよというのを教えていただければうれしいなと思うんですが、もし今日は無理でしたらまた後でお伝え願えればと思います。

それと、②なんですけれども、幾つかの学校に聞いてみました。どこの学校というところと、いろいろあるんですが、大体1%ぐらい購入した冊数の1%ぐらいの図書が今回のテーマに基づいたものだと聞きました。やはり、担当の先生方は、ふだんの図書の入れかえだけでやはり今の予算ではなかなか新しいカテゴリとといいますかね。取り組めないということで、そういうふうに言われても大変ですよと。ぜひ、さっきも提案しましたが、特別にそういう措置をしていただければうれしいという話を伺っていますので、ぜひそういう係といいますか、司書の資格を持っている方と相談しながら進めていただければと思います。

先程、副読本の話がありましたが、私も副読本は斜めにしか読まなかったんですが、読ませていただきました。基本としては、余り放射能は危なくないよということが貫かれていました。いわゆる安全神話にはなっていないんですが、今現在でそれほどびくびくしなくてもいいという内容がそこら辺にちらかっているといいますかね。ありましたので、それはそれでいろいろと学習をしていただいて、それ以外にもやはり自主的に、例えばそれぞれの立場、例えば原発であれば賛成論、反対論、あるいは併記というんでしょうかね。いろいろな立場の書籍が今出ています。さっきチャンスといった、チャンスという機会という言い方はちょっとなじまないかもしれませんが、やはりこういうふうな事故が起きたとき、こういう事件が起きたときに、たくさんの要するに日本でもそうですし、世界でもトップレベルの学者ですとか、そういう人たちがやはり時事に合ったような内容で紹介されるのが今の時期だと思うんですね。それを逃してしまうと、後で手に入れようと思ってなかなか手に入らない。そういうことも出てきますので、ぜひ特別にそういう形で仕入れていただいて、子供たちが自主的に学びたいと思ったときに、手元に持ってこれるような体制をつくっていただきたいと思います。何百万円も多分予算は必要ないと思うんですね。ぜひ、考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

③の視察研修などの実施については、今現在どういうふうな状況で行われたのか、あるいはそういう形で行っていないのか、今一つちょっとはっきりしなかったのが、聞かせていただければと思います。

④につきましては、実は甲状腺がんの検査というのは、専門医、内科医でしたら、本当に簡単にできるらしいんですね。のど元を触ってみて、それなりの例えばしこりがあるとか、しこりになりそうだとか、というふうなチェックをするとそれほど難しくなくできるそうです。1人分も数秒でできるらしいんですね。ぜひ、上から言われる前に、甘楽町は

子供たちの健康を第一に考えているんですよという態度を見せていただければと思います。ぜひ、実施をと再度伺いますが、いかがでしょうか。

◇議長（吉田恭一君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） まず第一の学校教育、社会教育などでどのような学習がどのくらいの時間行われたかということに関しまして、具体的な資料を持っておりませんので、具体的にはお答えできませんけれども、社会教育ではご存じのように、人権教育を含めて町民に向けて実施しているところがございますし、学校教育については今既に課長が答えたように、理科等の総合学習等、あるいは現在副読本について履修をしているところあります。

ただ、副読本が放射能は怖くないんだよというふうな形で今おとらえになっているようでもありますけれども、それは恐らく、その副読本というのは2回出ているんです、実は。それは1つは、原子力に関する副読本なんです。それと、今言っているのは、そうではなくて、放射線に関する副読本で、ちょっと違うんです。

というのは、第1回の原子力についての副読本というのは、安全だよということがむしろ強調されていたというふうに思われます。確かに、そういうところはあるんです。要するに、原子力は危険なんだけれども、実は非常に有用なんだというふうなことで書かれていることは確かなんです。

それと、今出ている副読本というのは、これは非常に反省の上に立って、1回その原子力についての副読本というのは、回収しちゃうんですね。ところが、それはちょっと反省する必要があるということで文科省では引き上げをして、そして新たに出したんです。これがいいかどうかというのは、私には判断できませんけれども、その辺は確かにいろんな意見を聞いた上で副読本が作成されておりますから、しかも図式でわかりやすく書かれております。そういう点では、比較的に子供たちに理解しやすいかなというふうに思っております。

それから、資料といいましょうかね。図書館だとか、あるいは図書室と、そういうふうな中で関係資料というふうなものの整備というふうなことだと思いますけれども、これについては一応また学校関係とか、それから町の図書館とかいろいろとちょっとその辺は検討しながら、そんな大量に買う必要は町にはないですから、ある程度はこういう時期でありますから、それは必要性はある程度考えられるというふうに思っておりますので、一応点検した上で必要なものはそろえていきたいというふうに思っております。

それから、次の視察研修などの実施については、今のところ具体的なものというふうに考えておりませんが、研修についてはある程度私どもは実施してきたというふうに思っております。

それから、甲状腺がんでありますけれども、子供たちの甲状腺がんの検査というふうなことについては、私どもが答えられる立場にちょっとないので、これについては必要であればちょっと私どもも具体的なことがよくわかりかねますので、町と健康課等のお考えで今後研究していきたいというふうに思っております。

以上です。

◇12番（山田邦彦君） はい、了解しました。

◇議長（吉田恭一君） いいですか。

◇12番（山田邦彦君） はい。

◇議長（吉田恭一君） 山田議員の質問が終了いたしました。

それでは、次に第6番、長岡敬一君。

◇6番（長岡敬一君） 最後の一般質問となってしまいました。私は、造石の北部鑛川護岸工事について、質問をさせていただきます。

ふやそうと思ってもふやせないのが土地でございます。それが、甘楽町造石北部の鑛川護岸、造石の35番地周辺より高崎市吉井町小棚境の150メートルの間について、がけの崩落、河川の浸食が著しく進んでおります。さかのぼれば、私が生まれて以来、5、60年、70年ですけれどもね。放置されたままの状態、この間に消失した畑の面積は数反歩にも上っておるわけです。その間、一度も手がつけられておらないわけでございます。今も亀裂が入ったがけは崩落が続いていると。その間には、対岸の吉井町小棚穴岡という地では、やっぱりなだらかな河川敷がずっと広がっておったんですけれども、気づいてみればすっかり護岸工事が終わりました、きれいな非常にいい畑が実現をして、りっぱな野菜がつくられておるわけです。

私も、そういう問題については、この5、6年の間、県の行政懇談会というんですか。そういう中で指摘をさせていただいて、河川は県や国の問題だということから、提起をされてきて、何とか見てもらったんですけれども、一向に進む気配がございません。

したがって、どうしてもこの際町がまゆげをしめして、本格的な県へのアプローチをかけていただいて、緊急課題として早期に工事が着工、そしてまたりっぱな護岸が完成するように、ぜひお願いをしたいと思います。

したがって、この問題について、やっぱりなかなかそういう問題は別にして、東平と言っているんですけども、この地区が住民にとってはひとり歩きして、東平の開発だ、開発だとかいう問題も自然に動き出していると。やはり、基本はこういう護岸をしっかり整備されて、それからりっぱな土地が区画をされると。こういうことになると思うんですけども、ぜひこの辺について町の考え方をお願いし、強力な推進をお願いし、私の質問にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、長岡敬一議員の「造石北部の鑄川の護岸工事について」、このご質問にお答えをいたします。

まず初めに、造石北部の鑄川右岸につきましては、これまで群馬県により護岸工事をはじめとした治水工事が行われてきておりますが、長岡敬一議員ご指摘のとおり、一部の区域については、いわゆる天然護岸といいますか、あるいは護岸整備が行われていない区域となっております。土地の崩落、そして水害等について、地域住民の方々がご心配されているものと受けとめております。

ご質問の趣旨は十分にご理解をしておりますので、これまでの経緯や現状に照らして、関係者や関係機関と連絡をとりながら、円滑な対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

今後の具体的な対応等に当たっては、担当課長にお答えをさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 振興課長。

◇振興課長（三木純一君） それでは、命によりましてお答えをさせていただきます。

長岡議員ご指摘のとおり、当該地につきましては、鑄川沿いのがけが崩壊をしまして、民有地が侵食をされていると、そんな状況が見られます。

ご承知のとおり、造石北部の鑄川につきましては、群馬県の管理区域になっておりますので、右岸側の護岸の整備等につきましては、町長の答弁のとおり、これまでの経緯あるいは現状に照らしながら、県によるご検討をお願いしたいと考えております。

具体的には、町から富岡土木事務所へ現状を報告し、ご理解をいただきながら、必要な対応をお願いできればと考えております。

もとより、河川の管理につきましては、水害の未然防止、安心・安全な住民生活の確保を図る、そういった観点から常日ごろから適切な維持管理が求められると考えております

し、現状でも行政区をはじめとします住民の方々による定期的な草刈りなど、河川愛護活動を積極的に行っていただいております。地域の皆さんとの協働によります維持管理の取り組みがなされております。

今後も、良好な河川環境の維持、保全を通じまして、町政の基本方針でございます安心のまちづくりを進めるためにも、町長の答弁のとおり、関係機関と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 長岡議員。

◇6番（長岡敬一君） お答えをいただいたんですけれども、ちょっと不足しているんじゃないかと思うんですけれどもね。もう少し強力な回答というのか、こんな形でどどこをめぐりに県にこの問題を伝えて動いてもらうかと。そういう具体性をもう少し進めた形で、回答をお願いしたいと思うんですけれども。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） 積極的にもう少し具体的にというお話をいただきました。

まず、今月の19日に富岡土木事務所と平成24年度の甘楽町の事業計画の打ち合わせの会議がございます。これは土木の土木事務所長さんと甘楽町の担当の方が町へお見えになりまして、甘楽町で今年富岡土木事務所が行う事業の説明会といたしますか。また、あと私どもの方の要望を聞いていただく会議が19日には開催をされます。まず、その場で強く要望していきたいと思っております。

そして、何より富岡土木事務所の担当官に、現地を見てもらう。そのことが大切だろうというふうに思っております。まず、現地を見てもらい、そして地域住民の方たち、地権者の方たち、区長の皆さん、地元の議員の皆さん等の人たちがこれだけ心配しているんだというところを、県が今度は本課の方へ上げるときに何かが必要だというような話になりましたら、地元の皆さんの要望書でも一緒につくっていただいて、それを今度は県の本課の方へ上げて、積極的に県議さんもおられます。いろんな方もおられますので、積極的に要望していきたいというふうに思っております。

まず、自分の住む場所が安心した土地でないと安心した生活はできませんから、その辺のところにつきましては、強く要望していきますので、ご理解をいただきたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

◇議長（吉田恭一君） 長岡議員。

◇6番（長岡敬一君） ぜひ、そのようにお願いします。

特に、私がアピールしたいのは、つい最近のことなんです。だから、高崎側、造石の境から下流、東側というんですけれどね。ここは、やっぱり高崎のもう土木事務所が藤岡土木事務所かは知りませんが、2、30年にわたって竹やぶを生えるに任せて放置されていると。アカシアの木はもう30センチぐらいの太さになって、林として生い茂ったのをそれを全部取っ払って、なめるような河川敷に変わってきているわけですね。したがって、荒れているのはいきなり今度は甘楽町の上流の分となったわけで、がけは崩れっ放し、木は竹は生えっ放し、こういう状態で、高崎側はもうなめるようなそういう状態になっておるといところから、いきおいやっぱりこれは早くに行政に腰を上げてもらって何とかしてもらわなくちゃいけないということから、今度の質問になったわけなので、ぜひそういうことでお願いをしたいと思います。要望でお願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇議長（吉田恭一君） 一般質問が終了しました。

○字句等整理委任の件

◇議長（吉田恭一君） 平成24年第2回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、字句の整理につきましては議長にご一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

○町長あいさつ

◇議長（吉田恭一君） 以上で、本定例会に上程されました全議案の審議が終了しました。

ここで、町長から定例会閉会に当たりあいさつの申し出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、平成24年甘楽町議会第2回の定例会の閉会に当たり

まして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

ご提案申し上げました、承認4件、そして議案10件、報告4件につきましては、十分なお審議を賜り、すべて原案どおりご承認、ご議決をいただきまして、まことにありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

7件の一般質問をはじめ、ご審議の過程でお寄せいただきました貴重なご意見、ご提言等は十分念頭に置いて今後の町政執行に当たる所存でありますので、一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、群馬県では、昨年の群馬デスティネーションキャンペーンの成果を引き継ぎ、7月から9月まで「ググッとぐんま観光キャンペーン」を実施いたします。観光振興の新たなスタートとして位置づけ、オール群馬で取り組むそうでありますので、本町といたしましても、「キラッとかんら観光キャンペーン」に引き続いて観光PRに努めていきたいと考えております。今週の月曜日には、東京の椿山荘でマスコミや旅行会社を招いた説明会が行われ、吉田議長とともに出席して甘楽町をPRしてまいりました。今後におきましても、議員の皆さまの多大なるご協力をお願い申し上げます。

また、私の町長としての任期も残り1カ月余りとなりましたが、これからも町民の皆さまが安全で安心して生活できることを町政の基本とし、第5次総合計画「KANRAプラン輝き」を推進していく所存でございますので、議員各位のますますのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

今年は、平年並みの梅雨入りとなりました。議員各位におかれましては、この時期、健康にくれぐれもご留意をいただき、町政発展のためにますますご尽力賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。



○議長あいさつ

◇議長（吉田恭一君） 閉会に当たり、議長から一言ごあいさつ申し上げます。

去る、7日に開会されました今期定例会は上程されたすべての案件を滞りなく終了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。定例会中、終始熱心なご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑な議会運営にご理解とご協力を賜りました執行各位に厚くお礼を申し上げます。

甘楽町始まって以来の観光キャンペーン事業で、議員も独自に活動を展開した「キラッとかんら観光キャンペーン」が終了しました。おかげさまで多くの観光客の皆さまが町を

訪れ、町の魅力に触れていただいたことと思います。今後は、年間を通して多くの皆さまに甘楽町を訪れてもらえるよう、「まごごろ」と「おもてなし」の心で努力していきたいと思ひます。これからもご協力をお願い申し上げます。

さて、今年度は新しい総合計画「KANRAプラン輝き」によるまちづくり計画が始まりました。町議会としても、執行部と一丸となって本計画を推進し、雇用・景気対策、子育て支援、地域の活性化などの重要課題に全力で取り組んでまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

季節はいよいよ天候不順な梅雨に入りました。そして、今年の夏も、電力不足で企業はもちろん、一般家庭でもかなりの節電が迫られることが予想されていますが、議員各位をはじめ、執行各位におかれましては、健康に十分留意の上、ますますご活躍されますことを心からご祈念申し上げます。

なお、町長におかれましては、3期目の挑戦ということでご決意をされました。今後も頑張ってくださいようお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、閉会のあいさつといたします。

◇

○閉 会

◇議長（吉田恭一君） 以上で、平成24年第2回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後3時26分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 吉 田 恭 一

署名議員 佐 俣 勝 彦

署名議員 山 崎 愛 子